

第300回青森県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和3年2月18日(木) 14時00分から14時30分まで

2 場 所 アピオあおもり 2階 大研修室2

3 出席委員 昆会長、下山委員、鈴木委員、川守田委員、國分委員、
細越委員、佐藤委員、村田委員、油川委員

欠席委員 日景委員

4 事務局 川村総務学事課長ほか5名

5 議事録署名委員 鈴木委員、川守田委員

6 案 件

(1) 諮問・答申事項

私立幼稚園廃止認可

第1号 六戸幼稚園廃止認可

私立高等学校学科廃止認可

第2号 八戸学院光星高等学校ビジネス科及び工業技術科廃止認可

私立専修学校設置者変更認可

第3号 八戸理容美容専門学校設置者変更認可

7 会議の公開状況

諮問・答申事項 公開

8 傍聴者

2名

9 議事概要

<開会>

司会:ただいまから、第300回青森県私立学校審議会を開会いたします。

次第に従いまして、会議に入ります。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過

半数の出席が必要とされていますが、本日は委員9名が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。それでは、昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長(昆会長): それでは、会議に入ります。はじめに、会議録署名委員ですけれども、鈴木委員と川守田委員を指名しますので、よろしくをお願いします。

<会議の公開>

議長: 審議会は原則として公開することとしております。委員の皆様には、既に本日の資料を配付しておりますが、今回の案件につきましては、これを公開したとしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えませんので、原則どおり公開で行うこととします。

なお、審議の過程で個人や法人情報等について審議等を行う必要が生じた場合には、会議を途中から非公開とすることもありますので、御承知おきください。

では次に、第2の「諮問・答申事項」に入ります。

<事務局から各委員に諮問書の写しを配付>

議長: 諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議してまいります。

諮問第1号「六戸幼稚園廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局: (資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第1号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

鈴木委員: 25年度で卒園生を送ったということで、その後、26年度から休園ということになっていました。そしてずっと休園が続いていて令和になっても休園ということで、長い間休園なさっていたのですが、青森市の幼稚園が廃園になった場合には、令和元年に休園の願いがあつて、7月に廃止の認可が下りているのです。早いところは早いのですが、廃園についての規定というのは私学必携にも特別書いていないし、そういうところの期間というのは特にないのですか。

事務局: あくまでも法人の判断になるので、この六戸幼稚園自体は未移行園なので、新制度に移行するという選択肢と、認定こども園になる選択肢も模索していたようです。しかし園児数が見込めないとなくなったようで、苦渋の決断と聞いております。

鈴木委員:わかりました。ありがとうございました。

議長:他にございませんか。

議長:それでは発言がないようですので、審議を終わりました。諮問第1号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長: それでは、諮問第1号については、認可が適当であると答申するものとします。
次に、諮問第2号「八戸学院光星高等学校ビジネス科及び工業技術科廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第2号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。
発言がないようですので、審議を終わります。諮問第2号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員:(異議なし)

議長: それでは、諮問第2号については、認可が適当であると答申するものとします。
次に、諮問第3号「八戸理容美容専門学校設置者変更認可」について、事務局から説明願います。

事務局:(資料に基づき説明)

議長: それでは、諮問第3号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。
一つよろしいでしょうか。直接認可などには関係ないのですが、以前の資料などでも非常にこの充足率が30%を切ってきている。その後、学校法人になったことでそれなりの改善が見込めるのか。それと、地域の事情があるわけですので、定員数に関しては専修学校の場合にはそれほどきつくなされることはないかと思うのですが、近年文部科学省では定員についての縛りが学校法人に関しては非常にきつくなってきているわけですよね。特に大学では定員の超過とか、定員充足率は非常に求められ、報告なども求められているところなのですが、最近みかけるのですが、県によってはこういう専修学校の設置認可後の適

正管理についても割と条件を付けるところもあるのですが、青森県はそんなに人口も多くないとかいろいろな状況があつてなかなか難しいところもあるのだと思いますけども、県の方としては設置後の安定的な経営を目指した適正管理とかそういうのは、条文に入れるとかでなくても、どのような対応をなさっているのかお聞かせ願えれば。

事務局:ご指摘のとおり、専門学校はそこまで厳しい管理がされているわけではございませんが、高等教育無償化も始まっています、その中で定員の管理というのもございます。定期的に専門学校の方に検査にしておりますので、必要な見直しなどについて助言等しているところです。八戸理容美容専門学校に関しましては、岩手の県北なども基本的にカバーする形になっておりますので、県内だけで見通せない部分もあるかと思いますが、議長がご指摘のとおり、ずっと3割、4割程度の充足率なので、そのあたりは必要に応じて適切に見直していただきたいということではお願いしています。

議長: ありがとうございます。結構この八戸理容美容専門学校については数も少ないので。中学校、高校を卒業した人たちも仙台とかそっちの方に行ってしまうとかですね、青森県の方も頑張つて、それなりの魅力ある学校にさせていただければ、結構地元出身の子たちにとつてもいいのではないかと思います。他にございませんか。

佐藤委員: 一般財団法人から学校法人に切り替えるということの本当のところというか、どういうところにあるのか。

事務局: 端的な理由とすると、税金関係がだいぶメリットがありまして、固定資産税が非課税になることによって250万円程度不要になりますし、法人税の方も8万円くらいということもございます。また、学校法人になることによって経常費補助も若干算定が変わってきますので、県からの補助金も若干の上乗せがある。生徒数連動になりますのでどうなるかということもあるのですが、様々メリットがあるということでの判断かなというところでございます。元々の話としても学校法人化は悲願でしたので。

佐藤委員: 元々経営基盤の弱い私学ですから、少しでも経営的にメリットがあれば別に反対するものではありません。わかりました。

議長: それからもうひとつ教えていただきたいのがあるのですが、専修学校の場合の定員充足率は修学支援にはあまり影響しないですか。大学などは例えば定員充足率80%なければどうのとかそういうのがあるのですが。

事務局: 特にはそういう縛りはしていない状況です。

議長：専修学校などで60%とかそういうのを目指すようにというのを最近つけられたという話を聞いたのですけども。

事務局：高等教育の無償化関係で基準がありますけども、いずれかを満たしていればいいよということになっておりますので。

議長：わかりました。他にございませんか。

発言がないようですので、審議を終わります。諮問第3号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：(異議なし)

議長：それでは、諮問第3号については、認可が適当であると答申するものとします。

本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただ今、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

<事務局から各委員に答申書案配布>

議長：答申書の文案につきまして、御異議等ございませんか。

各委員：(異議なし)

議長：異議がないようですので、文案のとおり、本日付けで答申することとします。最後に、次回の審議会の開催時期について、事務局から報告願います。

事務局：次回の審議会は令和3年7月頃を予定してございます。

議長：それでは、本日の案件は全て終了しましたので、議長の務めを終わらせていただきます。

事務局：ありがとうございました。これをもちまして第300回青森県私立学校審議会を閉会いたします。